

## 改正趣旨等について

### 1 趣旨

横浜市市税条例施行規則（昭和25年12月横浜市規則第80号。以下「規則」という。）及び横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号。以下「金銭会計規則」という。）について、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）の改正等に伴い一部を改正します。

### 2 改正の概要

- (1) 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）の改正により、確定申告書に記載する市民税に関する付記事項が追加されたことに伴い、規則の条文を改正します（第18条の2）。
- (2) 法及び横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の改正により、利便性等向上改修工事が行われた実演芸術公演施設に対して課する固定資産税及び都市計画税の減額に関する申告規定が新設されたことに伴い、規則に申告書様式を追加します（第60号様式の7）。
- (3) 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正等により、規則で引用する条文が条項ずれしたことや様式中の項目名が変更されたことに伴い、規則の条文及び様式を改正します（附則第12条、附則第13条、附則第13条の2、第42号様式（その1）、第45号様式（その2）、第47号様式（その6）、第47号様式（その7）、第60号様式の5及び第60号様式の6）。
- (4) 納税者の利便性及び業務効率の向上のため、規則の様式の整備を行います（第51号様式（その1）、第51号様式（その2）、第59号様式の4、第60号様式の2、第60号様式の3、第60号様式の4、第61号様式、第62号様式（その5）、第63号様式（その2）、第63号様式（その6）、第63号様式の4、第63号様式の6、第63号様式の8、第70号様式（その2）及び第75号様式の18）。
- (5) 地方税法施行規則に規定する様式と内容が同一の様式については削除します（第44号様式）。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の改正に伴い、市税に係る延滞金等の収納を私人に委託できるようにするため、金銭会計規則の条文を改正し、あわせて規則の市税の納付及び督促に関する様式を整備します（金銭会計規則第100条第1項第11号、同条第6項及び第7項並びに規則第10号様式（その2）及び第15号様式（その6））。

### 3 公布日及び施行日

#### (1) 横浜市市税条例施行規則の一部を改正する規則

##### ア 公布日

平成30年12月25日

##### イ 施行日

公布の日から施行します。ただし、第18条の2に1号を加える改正規定並びに第42号様式（その1）及び第45号様式（その2）の改正規定は、平成31年1月1日から施行します。

#### (2) 横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則

##### ア 公布日

平成30年12月25日

##### イ 施行日

公布の日から施行します。